

令和2年度 尼崎市立成良中学校部活動に係る活動方針

尼崎市立成良中学校の部活動は、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次のとおり活動する。

1 設置部

(1)運動部・文化部

野球部、サッカーチーム、水泳部、女子ソフトテニス部、女子バレー部、
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、吹奏楽部、家庭科部、
美術部、英語部、あまっこファーム部

(2)その他(個人登録により大会に出場する競技)

※中体連主催の大会等で、教員引率の必要な場合、事前に保護者より校長に依頼すること。

硬式テニス・相撲

2 活動

(1)活動時間

- ①平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的
・効果的な活動を行う。尚、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせ
に沿って活動しこの限りではない。
- ②長期休業中の活動についても、学期中に準じることを原則とし適切に休業日を設
けるものとする。また、合宿や教科練習で終日練習を計画する場合は適切に休憩
時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。

(2)休養日

①各部において、週当たり2日以上の休養日を設ける。

(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれに1日以上設定)

②土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、校長と相談し許可を得
て、休養日を他の日に振り替える。

③学校閉鎖期間(8月11日～17日、12月29日～1月3日)は、原則活動休
止期間とする。

(3)その他

①テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則活動休止期間とす
る。ただし、大会が間近に迫っている等、活動する必要がある場合は、事前に学
校長と相談の上、許可を得て活動する。

②早朝練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等健
康安全には十分留意して実施する。また、登校時や準備等において大声・音等で
近隣に迷惑をかけないよう十分に注意する。

③その他、尼崎市立中学校校長会申し合わせ事項による。

3 留意事項

(1)各部の指導は、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)

(2)活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。

(3)各部は、年間計画(所定用紙)、月間練習計画・報告(所定様式)を作成する。

(4)各部は、年1回以上保護者会を開催する。